

○江南丹羽環境管理組合土地取得事業特別会計設置に関する条例

〔平成元年 7 月 11 日〕
〔 条 例 第 4 号 〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）同法第209条第2項の規定に基づき、江南丹羽環境管理組合土地取得事業特別会計の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 廃棄物処理事業のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得する事業（以下「用地先行取得事業」という。）にかかる歳入歳出を経理し、その円滑な運営を図るため、江南丹羽環境管理組合土地取得事業特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第3条 この会計においては、他会計からの繰入金、用地先行取得事業にかかる地方債及びその他の収入をもってその歳入とし、土地購入費、地方債の元利償還金及びその他の支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。